平成２９年（フ）第１２７号
広島市中区吉島東２丁目４番３－７号
債務者　香川　栄次
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３７号
広島市中区広瀬北町３番36―503号
債務者　森岡　裕美
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４３号
山口県下関市一の宮町２丁目５番８―403号
コーポフクシマＮＯ．１
債務者　藤田　康代
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
愛媛県四国中央市川之江町2661番地２　コーポ・ビトー　501号
債務者　古佐小　誠
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第２７号
愛媛県新居浜市東田２丁目甲1505番地の１、前住所愛媛県新居浜市阿島４丁目３番７号
債務者　高橋八重美
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第６号
高知県須崎市泉町５番20号　南永田団地Ａ棟402
債務者　宮本　秀幸
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第７号
高知県須崎市泉町５番20号　南永田団地Ａ棟402
債務者　宮本久美子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２８年（フ）第２７号
高知県安芸市安芸ノ川乙521番地
債務者　小**松**　貢也
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第７号
福岡県小郡市上岩田845番地14
債務者　新村　朱未
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第８号
熊本県玉名郡南関町大字肥猪106番地１
債務者　中村　　國
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第３６号
大分市富士見が丘東３丁目17番９号
債務者　伊賀上春佳
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２７号
宮崎県延岡市惣領町24番５―203号　惣領ハイツ
債務者　甲斐聖莉奈
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第２９号
宮崎県延岡市北一ケ岡１丁目４番10―301号　市営住宅
債務者　松田　麻里
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１６８８号
沖縄県宜野湾市嘉数１丁目18番10号
破産者　クラスターファンドジャパン株式会社
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６８９号
東京都港区南青山１丁目３－１―3701
破産者　廣田　　功
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４４７８号
東京都江東区深川１丁目５番５号
破産者　株式会社加商
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４４７号
東京都千代田区丸の内１丁目１番３号
破産者　株式会社産業開発機構
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０１１号
東京都北区豊島７丁目31―１―702
破産者　荻原　忠晃
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部